

万一の場合の備えに

京セラグループ保険

(団体定期保険)

<死亡(高度障がい)保障>

加入スケジュール

【保険期間】2026年4月1日～2027年3月31日

【一斉募集期間】2025年12月5日(金)～2026年1月15日(木)

申込締切日	効力発生日 (保障開始日)	保険料 口座振替日	加入通知書 発送日	配当金 受取日	生命保険料控除 証明書発送日	次年度 更新案内日
2026年 1月15日(木)	2026年 4月1日(水)	2026年 4月13日(月)	2026年 5月末頃	2026年 7月3日(金)	2026年 10月中旬頃	2026年 12月頃



【脱退・変更される場合】

必ず上記申込締切日までに「申込書兼告知書」
をご提出ください。

※4ページの「記入要領」をご参照ください。

【継続される場合】

加入内容に変更のない方は、自動継続です。
よって、お手続きは不要です。

—目次—

- 保障額と保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・1・2ページ
- Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
- 「申込書兼告知書」記入要領・・・・・・・・・・4ページ
- ご契約の概要について(契約概要)・・・・・・・・5・6ページ
- 特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報)・・・・7ページ
- 更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)・・8～10ページ

当パンフレットには京セラ株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



次のような場合に保険金が支払われます

- ・死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合。

お支払事由の詳細や制限事項については、7～9ページをご確認ください。

保障額と保険料

- 死亡保険金の継続加入限度額は本人2,000万円、配偶者1,000万円です。ごどもは継続加入できません。
※配偶者の加入口数は本人の加入口数の範囲内で、かつ10口を限度とします。
- 在職中に2,000万円を超えて加入されている方は2,000万円以下に減額いただく必要がありますのでご注意ください!
(「申込書兼告知書」を提出いただく必要があります。)
- 退職後は、保険金額を増額することはできません。減額または同額で更新となります。
- 年一括払保険料(概算)は、加入口数1口につき5,870円となります。
- 保険金の受取りは、一時金の他に、年金として受取ることを選択いただくことができます。

「申込書兼告知書」には太枠内の「死亡
保険金額」の金額をご記入ください。
※1口100万円単位で申込みいただけ
ます。

対象	ご加入 コース	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年一括払保険料 (概算)	対象	ご加入 コース	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年一括払保険料 (概算)
本人・ 配偶者	1口	100万円	5,870円	本人	11口	1,100万円	64,570円
	2口	200万円	11,740円		12口	1,200万円	70,440円
	3口	300万円	17,610円		13口	1,300万円	76,310円
	4口	400万円	23,480円		14口	1,400万円	82,180円
	5口	500万円	29,350円		15口	1,500万円	88,050円
	6口	600万円	35,220円		16口	1,600万円	93,920円
	7口	700万円	41,090円		17口	1,700万円	99,790円
	8口	800万円	46,960円		18口	1,800万円	105,660円
	9口	900万円	52,830円		19口	1,900万円	111,530円
	10口	1,000万円	58,700円		20口	2,000万円	117,400円

●上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年4月1日)から適用します。

保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。

●上記保険料は、2026年4月1日から1年間の保険料です。年度途中で退職される場合の保険料は異なりますので、京セインターナショナル株式会社(以下、KIC)へお問合せください。

Q1. 定年退職後継続加入できるのはどのような方ですか。

- A1. ・定年退職される本人とその配偶者で、京セラグループ保険に加入されている方が対象です。
・配偶者のみで継続加入はできません。
・子どもは継続加入できません。
・本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。

Q2. 契約更新できますか。

- A2. ・更新日(2026年4月1日)時点の年齢が、75歳6カ月以下の方は、同額またはそれ以下の保障額で契約更新できます。
更新できない方については、別途書面が届いております。
届いていない方は、更新できます。

Q3. 加入できる保障額の範囲はどうなりますか。

- A3. ・在職中に加入している保険金額が上限です。
ただし、本人は20口(2,000万円)が最大加入口数となります。
現在20口を超えてご加入の方は、20口以下に変更して継続いただくこととなります。
※「申込書兼告知書」に2,000万円以下の保険金額を記入してご提出ください。
・配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。
・定年退職後は、新規加入や増額はできません。

Q4. 保険料の払込みはどうなりますか。

- A4. ・年一括払です。
・保険料は、各加入者に事前に指定していただいた金融機関口座から4月13日(月)に振替えます。
・保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料は返金します。(例えば、5月24日に脱退された場合、5月31日が保障終了日となります。払込みいただいた一括払保険料のうち、6月1日以降分の保険料は返金します。)

Q5. 保険金の請求はどうすればいいですか。

- A5. ・KICにご連絡をお願いいたします。
TEL：075-604-3520 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日・京セラ休日はお取り扱いしておりません。)

Q6. 2026年4月1日時点で加入年齢範囲を超えますが、どうすればいいですか。

- A6. ・昭和25年10月1日以前生まれの方については2026年3月31日までの保障となり、その後は自動的に脱退となります。
・2年を超えて継続して被保険者であった場合は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入することができます。詳細は11ページに記載の団体窓口までお問合せください。

Q7. どのような場合に保険金を受取れるのですか。

- A7. 被保険者が保険期間中に死亡されたとき、または所定の高度障がい状態になられたときに保険金をお受取りになれます。

「申込書兼告知書」記入要領

お手続き方法

- 死亡保険金受取人を変更される方
KICまでご連絡ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)
死亡保険金受取人を変更される場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方
「申込書兼告知書」をご提出ください。
- 内容に変更のない方
従来の加入内容で継続されますので、手続きいただく必要はありません。

- ◎必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。
- ◎内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

- ・配偶者のみのお申込みはできませんので、本人とのセットでお申込みください。
- ・配偶者の保険金額は、本人の保険金額の範囲内で設定してください。

こどものご加入について

- ③こどもは継続加入できません。(自動脱退のため、ご提出不要です。)

「死亡保険金受取人」について

- ・死亡保険金受取人を変更、または複数指定される場合は、KICまでご連絡ください。
- ・配偶者の死亡保険金受取人は本人となります。
- ・前回までに2名以上の保険金受取人を指定されている場合でも、名前の印字は1名しかされません。

申 込 書 兼 告 知 書

日本生命保険相互会社 行

パンフレット記載の意向確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載の重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)および個人情報取扱の取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり加入(変更)を申込みます。なお、告知内容は事実と相違ないことを確認しました。

裏面の「お申込みにあたって」をご確認のうえ、以下に記入ください。

記入不要

家族区分	被保険者氏名 (カタカナで記入ください)	性 別	生年月日 年 月 日	申込保険金額 (万円)	申込印 (告知印)
本人 (主たる被保険者)	キョウセラ タロウ	男性	390701	① 1000 現在の加入保険金額 2000	済セラ
配偶者	キョウセラ ハナコ	女性	401402	② 0 現在の加入保険金額 500	京セラ
こども	キョウセラ ジロウ	男性	250502	③ 200 現在の加入保険金額 200	取セラ
				現在の加入保険金額	印
				現在の加入保険金額	印

こどもが未成年のときは、親権者が押印ください。

氏名 (カタカナで記入ください)	続柄 コード	人数
本人の死亡保険金受取人 キョウセラ ハナコ	105106	1
配偶者の死亡保険金受取人 シズタルヒホクンシヤ	105106	1

記入不要

新規加入・増額はできません。

「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。

保険金額のご記入について

- ・①減額の場合…
変更後の金額をご記入ください。
- ・②脱退の場合…
「0」とご記入ください。
- ・同額継続の場合…
ご記入不要です。
- ・新規加入・増額はお取扱いできませんので、ご注意ください。

2,000万円超でご加入の方(本人)

保険金額を2,000万円以下に減額いただく必要があります。変更後の金額をご記入ください。

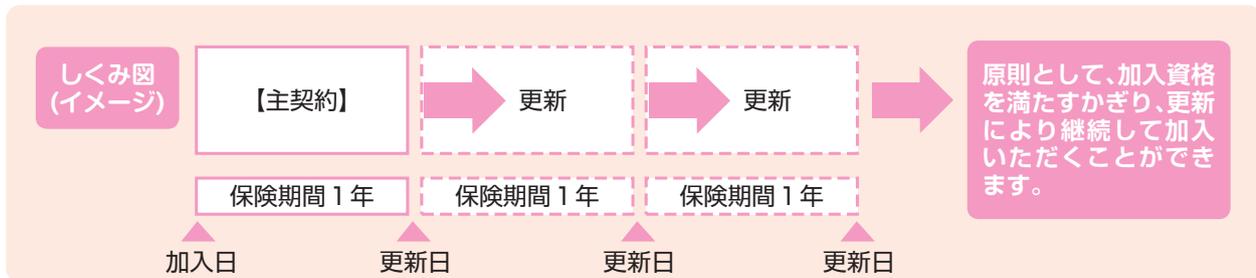
必ず押印してください。
※訂正印も申込印と同一の印をご使用ください。

*当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは10ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」(7ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(8~10ページ)を必ずご確認ください。

継続加入できる方

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日時点の年齢です。

- <本人> 京セラおよびその関連会社を定年退職時にすでに京セラグループ保険に加入されている方で、年齢**75歳6カ月以下**の方。
- <配偶者> <本人>の定年退職時にすでに京セラグループ保険に加入されている配偶者の方で、年齢**75歳6カ月以下**の方。
※<本人>が年齢**75歳6カ月**を超えて脱退された場合は、<配偶者>も自動的に脱退となります。

<子ども> 継続加入できません。

保険期間

- 保険期間は**効力発生日~2027年3月31日まで**です。以降は毎年4月1日を更新日とし、**保険期間1年で更新**します。**特にお申し出のないかぎり、前年同様の内容で自動的に更新されます。**
ただし、更新日において年齢75歳6カ月を超える場合は、更新日前日で自動的に脱退となります。

【ご注意】

- ①ご加入後に病気やケガをしても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額またはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②配偶者のみで加入することはできません。
- ③配偶者は、本人と同額またはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ④保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。

保険料

- 保険料は年齢・性別に関係なく一律で、1年ごとに所定の口座から振替えます。(今回は4月13日)
- 保障額と保険料の詳細は1~2ページをご確認ください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身です。
※受取人の指定がなかったり、受取人が死亡していたときは、被保険者の配偶者・子(子が死亡している場合には、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順で受取人になります。この場合、同順位の方が2人以上いるときは、保険金はその人数によって等分するものとします。

- * 「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、11ページをご確認ください。
- * 7～10ページに記載の【注意喚起情報】、【制度の詳細とその他取扱い】等も必ずご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 配当金がある場合は、保険料振替口座と同じ口座に送金します。
- 2025年度の配当金は年間払込保険料の約54%でした。ただし、これは2025年度(2024年4月1日～2025年3月31日)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は京セラ株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した子ども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2025年4月21日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

《引受保険会社》

日本生命保険相互会社【事務幹事会社】	(54%)
第一生命保険株式会社	(40%)
明治安田生命保険相互会社	(3%)
富国生命保険相互会社	(2%)
住友生命保険相互会社	(1%)

特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報) 団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入を承諾した場合、2026年4月1日(加入日)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。**【主契約】**
 - 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金がお支払された場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料は返金します。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月31日が保障終了日となります。払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)

- 脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 京セラ株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、京セラ株式会社経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があらわれる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに京セラ株式会社のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

* 「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、11ページをご確認ください。

更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

保険金のお支払事由

〔死亡保険金〕

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

〔高度障がい保険金〕

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいいます。

(*2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(*)

(*)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入時以後に生じた場合にかぎりです。(原因となる傷病がご加入時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)

- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することができます。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

税務上のお取扱い(各種の取扱いがあります)

〔保険料〕

- 主契約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
- ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当京セラグループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当京セラグループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

●死亡保険金

<本人>

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

<配偶者>

本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障がい保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

●年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※

$$\text{※必要経費} = \text{年金年額} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額} - \text{除配当金}}$$

税務の取扱い等について、2025年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報取扱いに関する京セラ株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、京セラ株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(KICを含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険金の年金受取り

●保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年 10年 15年 20年 25年	逓増型 (年5% の単利)	以下のいずれか を選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6カ月ごと) ③年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれか を選択 〔 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日 〕	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
保証期間付 終身年金	終身 (保証期間15年)	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただきます。

- 年金とともに受取る方法
- 年金の買増にあてる方法
- 利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。

(一時金でのお受取りとなります。)

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

※保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

<ご相談窓口等>

●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>京セラインターナショナル株式会社(KIC)

TEL 075-604-3520 メールアドレス ockic@gp.kyocera.jp

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・京セラ休日はお取り扱いしておりません。)】

<日本生命お問合せ先>日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL 0120-123-840

(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(930-59550)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)】

<指定紛争解決機関>

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記>

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。